

福島県夜間救急電話相談事業(令和4年2月1日より開始)

事業内容

《事業概要》

夜間に急な病気やけがをした際、応急手当の方法、受診や救急車要請の必要性に対して専門家による助言が受けられる電話相談窓口を設置します。

《受付時間》

毎日 19時～翌8時

《対象地域》

県内全域

《電話番号》

○県内のプッシュ回線・携帯電話から(2月5日以降)

7 7 9 9

○ひかり電話・PHSなど上記以外から

0 2 4 - 5 2 4 - 3 0 2 0

※ # 7 7 9 9 から繋がる回線については順次拡大していく予定

《事業効果》

- 住民の健康不安解消
- 不要な救急車要請の減少
- 不要不急の受診の減少による救急病院の負担軽減

- ※ 1 本事業は相談者の参考にしていただくものであり、医療行為ではありません。最終的なご判断は相談者自身において行っていただくようお願いします。
- ※ 2 コロナ疑い、メンタルヘルス相談については別途専用窓口をご案内します。

事業イメージ

